

滋賀県流域治水の推進に関する条例

平成26年3月31日施行

取組の検証

滋賀県流域治水推進審議会
 ■浸水警戒区域の指定範囲の妥当性の確認のほか、滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証について審議。また、「重点地区における取組のあり方検討部会」を設置し、「重点地区の取組方針」を策定。

目的
 ■当条例は、流域治水に関し基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県が行う施策の基本となる事項等を定めることより、流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的とする。

基本理念
 ■どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害をさけることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外での対策を、総合的に進めていく治水。

4つの柱
 ■川の中の対策
「ながす」対策 ⇒河道内で洪水を安全に流下させる対策（河川整備、維持管理など）
 ■川の外での対策
「ためる」対策 ⇒流域貯留対策（森林・水田の洪水緩和機能等の保全、貯留機能や地下浸透機能の強化など）
「とどめる」対策 ⇒はん濫原減災対策（安全な土地利用や住まい方への誘導、盛土構造物によるリスク転嫁の回避など）
「そなえる」対策 ⇒地域防災力向上対策（水害に対する意識の向上、防災教育、水害に強い体制の整備など）

浸水警戒区域
 ■将来にわたって安心して住める水害に強い地域とするため、「地先の安全度マップ」1/200年確率降雨時に概ね3m以上の浸水が予想される区域において、増改築および新築される住居および社会福祉施設等を対象に建築制限を設けている。
 ■上記の内、家屋があるか開発の可能性が高い地区を重点地区とし、「水害に強い地域づくり」を推進、令和7年3月末時点で浸水警戒区域21地区を指定。

浸水警戒区域内で利用できる支援制度
 ■浸水警戒区域指定時に安全な避難空間がない住宅を対象に「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」と「避難場所整備事業」を創設。個人住宅を浸水リスクに応じた安全な住まい方への誘導を行っている。※両事業の併用不可

社会情勢の変化

■近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、気候変動の影響による降水量や洪水発生頻度の増加が予測され、流域治水の取組を一層強化する必要性に迫られている。
 ■本県では、条例制定以降、基幹的対策である「ながす対策」では、59河川で河川改修事業を進める等、改修済みの地域では治水安全度が向上した。しかし、河川整備の目標を達成した区間は全体の6割程度にとどまり、特に河川整備が未着手の中・上流部は、依然として治水安全度が低い状態にある。「ためる対策」では、集水域における森林や農地の保全、市街地などで雨水貯留浸透対策を進めてきたが、「ためる」機能への効果が不透明な取組がある。「とどめる対策」では、浸水リスクの低い地域への市街地誘導や、浸水リスクの高い地域での安全な住まい方を促す浸水警戒区域の指定を進めてきたが、当該区域内で利用できる支援制度は現時点では活用されていない。「そなえる対策」では、特に浸水リスクが高い地域を優先して避難計画の策定を支援してきたが、高齢化の進展により地域防災力の低下が懸念されている。
 ■国においても、防災・減災が主流となる社会を目指す動きがある。「流域治水」の考えに基づき、河川管理者が主体となる河川整備等の事前防災対策を加速化させるとともに、被害の減少や軽減、早期の復旧・復興のための対策について、あらゆる関係者が協働し、流域全体で総合的かつ多層的に取り組むこととしている。その一環として特定都市河川浸水被害対策法を改正する等、新たな制度運用も始まっている。
 ■少子高齢化と人口減少が本格化する中、本県においても地域防災力の低下が懸念される。そのため今後は、まちづくりと連携した治水対策や、自助・共助・公助が一体となった流域治水対策の重要性が一層高まっている。

答申7項目

答申1
 (ながす)



気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ、河川整備が未着手の中・上流部の水害リスクの高い地域においても、治水安全度を向上させる対策を加速化されたい

【凡例】 ✓:課題
 ⇒:方向性
 ✓気候変動の影響による降雨量の増大
 ✓改修済みの河川の延長は約6割
 ✓浸水警戒区域の延長が存在する中・上流部の治水安全度が低い
 ⇒中・上流部の暫定改修や遊水地整備等、総合的な治水対策が必要

答申2
 (ためる)



ためる対策やEco-DRR等、複数部局にまたがる対策を連携・推進するために必要な科学的根拠に基づく指標設定や推進体制を検討されたい

✓各部局が連携し推進する必要がある
 ✓「ためる」機能への効果が不明確な取組がある
 ⇒全庁一体、意思決定・推進する体制づくり
 ⇒「ためる」機能の科学的根拠に基づく指標設定

答申3
 (とどめる)



浸水警戒区域について、重点地区での取組および区域指定を継続するとともに、非居住エリアについても区域指定を推進されたい

✓非居住地であった農地に十分な対策をせずに人家が建築された
 ✓開発許可の対象外となる案件について浸水リスク対策を求める指導ができない
 ⇒区域指定を促進する方法の検討
 ⇒区域指定前の指導方策の検討

答申4
 (とどめる)



浸水警戒区域における既存住宅や避難場所整備への支援制度の改善等、避難空間を確保するための対策を加速化されたい

✓支援制度の活用実績は無い
 ⇒改築・増築を伴わない避難空間整備に対する補助等の支援制度の検討
 ⇒既存住宅への補助と避難場所整備への補助が併用できる制度の検討

答申5
 (とどめる)



避難困難者利用施設（病院、福祉施設等）の建築条件の見直しも含め、人的被害防止策を検討されたい

✓高齢者等は垂直避難も困難な場合がある
 ✓3m以下の浸水深でも人的被害の危険性
 ⇒条例等の見直しを検討
 ⇒特定都市河川浸水被害対策法の浸水被害防止区域※1の活用も検討
 ※1 中高頻度の雨による想定浸水深0.5m以上区域の建築制限等

答申6
 (とどめる)



貯留機能を有する農地や関連施設の効果把握と活用・支援について検討されたい

✓霞堤背後地の農地で浸水被害が発生し、対応を求められた
 ⇒農地と霞堤等の治水効果把握と支援策の検討
 ⇒特定都市河川浸水被害対策法の貯留機能保全区域※2の活用についても検討
 ※2 洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等の区域

答申7
 (そなえる)



住民が水災害を“わがこと”として捉え、社会構造の変化にも対応して地域防災力の向上を図るべく、避難確保計画の策定支援や水辺に親しむ活動等を地元地域とともに、防災・福祉・教育部局等とも連携し、推進されたい

✓高齢化による地域防災力の低下
 ✓水害に対する知恵や備えの途絶
 ⇒自助・共助へのさらなる支援が必要
 ⇒避難支援等の実施体制のさらなる強化
 ⇒小学校への「水辺に親しむ活動」を通じた防災教育の拡充